

## □新たな意見聴取及び社会的合意に関する委員の意見

## 社会的合意について

委員 金盛 弥

淀川水系の整備計画に関わる諸事業(計画)を念頭におくとき、この問題については以下のように考えます

## 1) 課題の認識

- ・ 成立要件や手順が確立していない
  - また今後も確立するとは考えられない
  - したがって「合意」がなされても不変であるとは限らない
- ・ 曖昧なまま不用意に使われて反って意義を軽薄にしている面がある
- ・ 成立の手順や過程は事業ごとに異なる
- ・ 一部あるいは相当数の意見を結果的に棄却することを予定する
- ・ 本来介入すべきではない利害が介入する(総論賛成各論反対など)

## 2) 形成過程で求められるもの

- ・ 合意形成に至るまでの手順が関係者に示されること
- ・ 予想される課題の提起と選択、選択された課題の調査検討
- ・ 調査検討資料の公表と説明、対話
- ・ 関係住民、関係機関・団体等の意見の聴取、集約
- ・ 審査会や専門委員会等による是非軽重の評価
- ・ 事業の総括と意思決定

## 3) 「合意」の成立

- ・ 関係自治体の議会の議決もしくは承認
  - ・ わが国は国民主権の原則に立つ議会制民主主義の国である。
- ・ ときに住民投票
  - ・ 住民投票条例議案の可決が前提となる

## 4) その他

- ・ サイレントマジョリティと多数の無関心の扱い
  - 基本認識
    - 1) 二者は、意見等の「有無」で区別されて全く異なるものである
    - 2) 淀川水系整備計画等については「無関心」が大多数であるが、これを特別異常あるいは懸念材料として認識する必要はない
  - 基本姿勢
    - 1) 二者への対応や扱いは異なって当然である
    - 2) 「サイレントマジョリティ」についてはその意見の把握につとめる
    - 3) 「無関心」については、その実態の大要を確認する
  - 対応(扱い)
    - 1) 特定の事業に限って対応する
    - 2) 「サイレントマジョリティ」については意見把握の機会を設ける

機会の設営には下の、a)～c)が肝要である

- a) 事業の性格に相応しい規模の参加者を確保する  
参加者には十分な事業情報が事前に提供される
- b) 参加者には束縛されない意見表明の環境が整えられる
- c) 迅速な意見集約と総括のシステムが準備される

たとえば、以下のような場が用意され1日1会場(or複数会場同時進行)で完結するようなシステムを準備する

- ・参加者は、発表者全体の意見を確認し共有できる
- ・個人の意見は自由に修正、追加、撤回できる
- ・集約、総括される過程が観察でき、かつ参加できる

3)「無関心」の場合

- a) 特段の配慮は必要ない  
関係自治体の議会に委ねられたと考える
- b) 実態把握がとくに必要なときは無作為抽出のアンケート等を実施する

- ・事前説明や情報公開は基礎的要件
- ・事業者への信頼感 事業者の事業熱意の継承が肝要
- ・「河川整備基本方針」「河川整備計画」を定めるについて、河川法は社会的合意を求めている(\*1)

なおこのテーマに関連して、**栗東新駅の社会的合意**については以下のように考えております。

- 1) 栗東新駅の着工には社会的合意があった。
- 2) これが嘉田知事の「もったいない」というスローガンに県民が考慮の機会を得て賛同し、「合意」の遂行に待ったがかかった。
- 3) 県民は県税を納入することにおいて新駅の関係者である
- 4) その関係は間接的であり、通常は関係自治体の議会(県および市)の同意で社会的合意が成ったと判断される。
- 5) 現在新駅は、過去の建設の社会的合意を覆し、「凍結(廃止)」の社会的合意を新たに形成する過程にある

以上

\*1

i) 河川整備基本方針：

「社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない」(16-3)

ii) 河川整備計画：

a)「案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは学識経験を有する者の意見を聴かなければならない」

b)「前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」(16-2-4)

c)「計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない」(16-2-5)